

令和 2 年 3 月 9 日

環境清掃部清掃事務所

専決処分した事件の報告について(損害賠償額の決定)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したものを同条第 2 項の規定に基づき報告する。

1 清掃車の事故

- (1) 発 生 年 月 日 令和元年 8 月 29 日 (木)
- (2) 発 生 場 所 江東区枝川一丁目 10 番地先の路上
- (3) 事 故 状 況 午前 8 時 53 分頃、ごみ出しサポート(自ら集積所までごみを持ち出すことが困難な 65 歳以上の者等に対して、玄関先まで行って戸別収集するサービスをいう。)を行うため、事故発生場所において、清掃車がバック誘導なしに後退した際、当該路上を後方より追走して来ていた自転車と接触し、乗車していた母子 2 名に頸椎捻挫等の負傷を負わせ、自転車等を全損させた。
- (4) 損 害 賠 償 額 金 983,779 円
- (5) 決 定 年 月 日 令和 2 年 1 月 20 日